

恵庭市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分について

1. はじめに

市民など需要者に水道水を供給するため、配水管から分岐する給水管の布設や給水用具の設置工事を行う場合には、恵庭市長の承認を受けた恵庭市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という）が適正に施工することになっております。

この度、指定事業者の1者が水道法および恵庭市水道事業給水条例に違反したことから処分しましたので報告いたします。

2. 処分の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 違反行為の時期 | 令和4年11月10日 |
| (2) 違反行為の場所 | 市内一般住宅 新築工事現場 3か所 |
| (3) 違反行為の内容 | 給水装置工事の違反（未承認着工3件、内、無断通水1件）
（裏面 違反行為状況写真参照） |
| (4) 違反行為の関係法令 | 水道法第25条の3第3号ホ（指定の基準）
恵庭市水道事業給水条例第5条（給水装置の新設等の申込み） |
| (5) 処分の内容 | 1か月の指定（登録）の効力の停止 |
| (6) 処分の根拠法令 | 水道法第25条の11（指定の取消し）
恵庭市指定給水装置工事事業者に関する規程第9条（指定の停止） |
| (7) 処分決定日 | 令和5年3月31日
（恵庭市指定給水装置工事の違反行為に係る審査委員会開催） |
| (8) 処分期間 | 令和5年4月17日から1か月間 |

- (9) その他
- ① 恵庭市下水道排水設備指定工事店の1か月の指定（登録）停止
 - ・ 今回の給水装置工事の違反に伴い、恵庭市排水設備指工事店に関わる規程第4条第2号により指定要件が満たさなくなるため
 - ② 給水装置工事主任技術者免状返納命令対象事案報告書提出（厚生労働省宛）
 - ③ 指定事業者等への周知
 - ・ 恵庭市ホームページ掲載「指定給水装置工事事業者の処分について」
 - ・ 書面配布「給水装置工事における適切な手続きについて（お知らせ）」

